任意様式(豊田市火災予防条例第１２条関係)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | | 審査内容 | | 適・否 |
| 外　　　　　　　　箱 | 材　料 | | 鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものか。 | |  |
| 板　厚 | | １．６ｍｍ（屋外用２．３ｍｍ）以上か。 | |  |
| 開口部  ※ | | 防火設備が設けられているか。 | |  |
| 網入りガラスは不燃材料で固定されているか。 | |  |
| 固　定 | | 床に容易かつ堅固に固定できる構造か。 | |  |
| 防　水 | | 機器は外箱の底面から１０ｃｍ以上離して収納されているか。 | |  |
| 隙　間 | | 直径１０ｍｍの丸棒が入る穴、隙間等はないか。 | |  |
| 外部露出設置可能機器 | （屋外用は、雨水防止措置） | 各種表示灯 | カバーは難燃材料か。 |  |
| 冷却水の出し入れ口、各種水抜き管、燃料補給出し入れ口、配線の  引出し口、換気口、排気筒、排気消音器、息抜き管、始動用空気管の出し入れ口以外の露出機器はないか。 | |  |
| 排気筒等の設置 | | | 排気筒及び消音器を容易に取り付けられるか。 | |  |
| 内燃機関及び発電機の収納状況 | | | 内燃機関等を収納する部分は不燃材料で区画され、遮音措置が講じられているか。 | |  |
| 内燃機関等は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けられているか。 | |  |
| 電　線　等 | | | 断熱処理を行うとともに、固定されているか。 | |  |
| 電線引出し口は、金属管、金属製可とう電線管を容易に接続できるか。 | |  |
| 換気装置 | 空気の流通は十分に行えるものか。 | | | |  |
| 自然換気口の開口部の面積の合計は、それぞれ１の面につき３分の１以下か。 | | | |  |
| 自然換気が十分に行えないものは、機械式換気設備が設置されているか。 | | | |  |
| 換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパー等防火措置が講じられているか。 | | | |  |
| その他 |  | | | | |

火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式発電設備適合確認シート

※換気口又は換気設備の部分を除く。

備考　基準に適合している場合は「適」を、適合していない場合は「否」を適否欄に記入すること。

確認者

住所

氏名